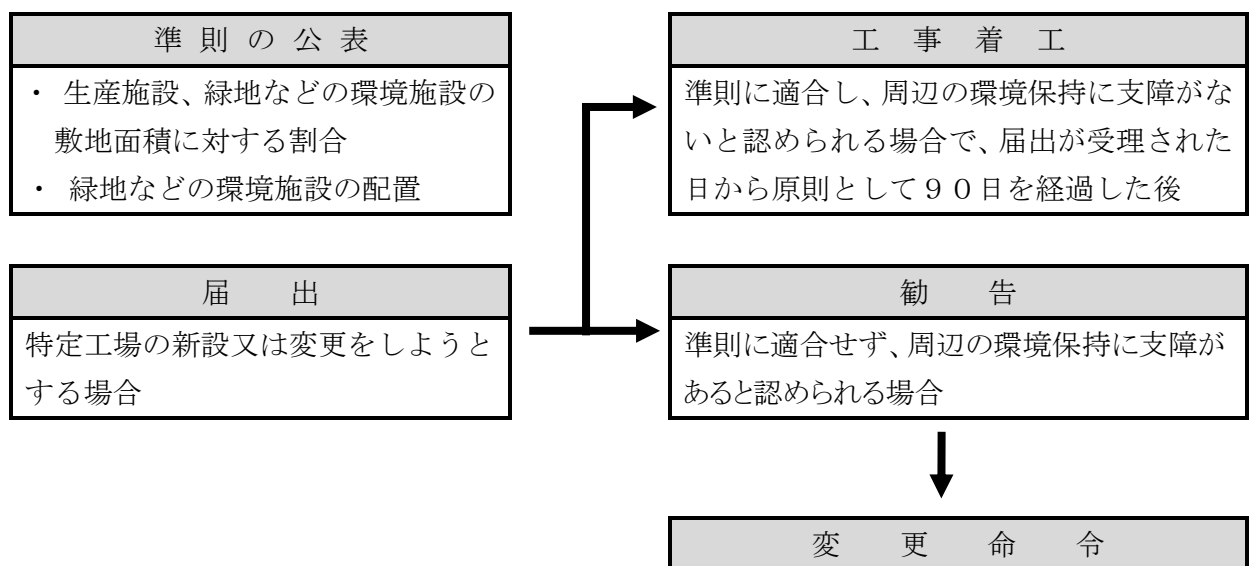


工場立地法届出の手引(概要版)

■ 工場立地法のしくみ

法のねらい

工場立地法は、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を定め、一定規模以上の工場等を新設又は変更する際に、事前に県へ届出を義務付けています。



■ 届出について

特定工場の新設又は変更をしようとするときは、工場立地法により、**届出が受理された日から90日を経過した後**でなければ、新設又は変更をしてはならないとされています。

※実施制限期間の短縮が認められる場合は90日を30日と読み替えます。

◆新設の届出（法第6条、施行令第1条、第2条）

製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業（水力・地熱発電所を除く。）、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場であって、その規模が下記のいずれかに該当するもの（「特定工場」といいます。）を新設する場合は、届出を要します。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ○敷地面積 | 9,000 m ² 以上 |
| ○建築物の建築面積の合計 | 3,000 m ² 以上 |

なお、用途の変更又は敷地面積もしくは建築物の建築面積を増加することにより特定工場となる場合も同様に届出を要します。

◆変更の届出（法第8条、一部改正法附則第3条）

○既存工場で特定工場の規模を有するものが、昭和49年6月29日以後に下記1～5に係る変更（工場の増設、スクラップ&ビルド等）を行う場合は届出を要します。

（一部改正法附則第3条）

1. 製品
2. 敷地面積
3. 建築面積
4. 生産施設面積
5. 緑地及び環境施設の面積並びに配置

○新設の届出又は上に述べたような届出をしたものが、その後さらに変更をする場合もそのたびごとに届出を要します。（法第8条）

◆変更の届出を要しない軽微な変更（法第8条、一部改正法附則第3条、施行規則第9条）

○生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設の配置の変更を伴わない建築面積の変更

○生産施設の修繕によるその面積の変更であって、その修繕に伴い増加する面積の合計が30㎡未満のもの

○特定工場に係る生産施設の撤去

○特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の増加

◆氏名・名称・住所の変更及び地位の継承（法第12条、第13条）

氏名、名称・住所の変更及び地位の継承が行われた場合も届出を要します。

◆実施の制限（法第11条）

届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、原則として工場の新設、又は変更にあたって最初に必要となる埋立工事、造成工事、施設建設工事等は開始できません。

なお、届出の内容が法第9条の勧告の要件に該当しない場合は、必要とみとめられる範囲で実施制限期間の短縮が認められます。

※実施制限期間は、最短で30日に短縮できます。

◆勧告、変更命令（法第9条、法第10条）

届出に係る事項が、生産施設面積や緑地面積の敷地面積に対する割合等について定めた工場立地に関する準則に適合しない場合等については、届出の日から60日以内に勧告を受けることがあります。

また、勧告に従わない場合は、届出の日から90日以内に変更命令を受けることがあります。

◆罰則（法第16条～第20条）

届出をせず又は虚偽の届出をした場合
実施の制限に違反した場合
変更命令に違反した場合

} は、懲役を含む罰則が課せられますからご注意ください。

工場立地に関する準則

準則のねらい

生産施設面積率を抑えることにより、環境負荷を減少させるとともに緑地などの環境施設の確保を図り、積極的に工場周辺の環境づくりに貢献しようとするものです。

◆生産施設、環境施設の面積

○新設工場

摘 要		敷地面積に対する割合		面積の測り方			
生産施設	製造業における物品の製造工程（工修理工程を含む）の・・・ 電気供給業における発電工程の・・・ ガス供給業におけるガス供給工程の・・・ 熱供給業における熱供給工程の・・・	・機械又は装置が設置される建築物 ・屋外の機械又は装置などの生産プラント		業種別に 30%～65%		工場建屋	屋外生産施設
					（工場建屋）建築基準法施行令に定める水平投影面積 水平投影図の外周によって囲まれる面積		
環境施設	緑地 ・樹木が生育する <u>10㎡を超える</u> 区画された土地又は建築物屋上等緑化施設 ・低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る）で表面が被われている <u>10㎡を超える</u> 土地又は建築物屋上等緑化施設	20%以上 （うち重複緑地等は1/4以内）	25%以上 （うち工場敷地周辺に15%以上）	区画がある場合 水平投影面積（壁面緑化の場合は水平延長×1m）	区画が無い場合 ・外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積 ・並木状の樹木の場合（幅1m）×（並木の延長）		
	その他 噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境保持に寄与することが特に認められるもの						

※「重複緑地等」とは、①駐車場の上の藤棚、パイプの下にある緑地など、緑地と他の施設が重なり合っている場合の緑地、又は②建築物屋上等緑化施設をいう。

○既存工場については、別に定める計算式により、生産施設の設置を規制し、環境施設の設置を義務づけています。

お問い合わせ先

北名古屋市 建設部 商工農政課

電話 0568-22-1111

Fax 0568-23-3160

E-mail : shoko@city.kitanagoya.lg.jp